

白 糠 町 農 業 委 員 会
第 1 6 回 総 会 議 事 録

自 平成31年 4 月 25 日
至 平成31年 4 月 25 日

白 糠 町 農 業 委 員 会

第 1 6 回 白 糠 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平成31年 4 月 25 日

1 本委員会に出席した委員の氏名及び議事録署名委員の氏名

議席	委 員 氏 名	出 欠	署 名	所 属
議長	林 善 幸	○		総 務
1	石 田 正 義	欠		農 地
2	對 木 範 誉	欠		農 地
3	酒 井 伸 吾	○		総 務
4	松 本 隆 志	○		総 務
5	中 河 敏 史	○	○	農 地
6	澁 谷 幸 子	○		総 務
7	峯 田 弘 子	○		農 地
8	照 井 明	○	○	農 地

2 事務局職員の出席した者

事務局長 山田雄大
主 幹 齊藤嘉重
主 任 澁谷直樹

3 委員会に付議した議件

日程 1 議事録署名委員の指名
日程 2 会務報告
日程 3 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請
日程 4 議案第53号 農用地利用集積計画の作成の要請
日程 5 議案第54号 農用地等のあっせん申出

開会 午後 1 時25分

議 長 これより第16回農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員数は7名であります。
石田委員、對木委員より欠席の届け出があります。

白糠町農業委員会会議規則第6条の規定により、委員の過半数の出席で会議が成立しております。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。
本日の議事録署名委員は、会議規則第13条第2項により、2名の委員を議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、私の方から議事録署名委員を指名いたします。
5番 中河委員、8番 照井委員、以上2名を指名いたします。

峯田委員 日程第2 「会務報告」をいたします。
3月29日の「職員の定年退職に伴う辞令交付」、4月1日の「人事異動発令に伴う辞令交付」は、役場で執り行われ、私が出席しております。
4月8日の「白糠町農業・農村振興連絡会議及び白糠町の農業を考える会」には、職務代理者の照井委員と私が出席しております。
4月11日から12日にかけては「平成31年度釧路地方農業委員会連合会通常総会及び地区別農業委員会会長・事務局長会議」を弟子屈町で開催、私が出席しております。
4月12日「白糠町新農業ビジョン推進協議会」総会が役場で開催され、私が出席しております。
4月17日「農地専門委員会」には、照井委員、峯田委員、私が出席しております。
以上、会務報告とさせていただきます。

日程第3 議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。
斉藤主幹よろしく願いいたします。

斉藤主幹 議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請」。
下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可について、本会の審議を求める。
平成31年4月25日提出。
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。
記。
号別1、XXXXXXXXXX 借主 XXXXXXXXXX
次のページをおめくり願います。

貸主であります[]様から借主であります[]への
賃貸借になります。貸付の開始が[]から5年間となり、
年間[]円となります。

この件につきましては、経過説明をさせていただきます。

農地所有適格法人の定期報告にて要件確認をさせていただいたところ、要件を満たしてなかったことから、合意解約を経て、また、[]様におかれましては土地のあっせんの申し出のために、あらかじめ土地の分筆が生じることから、分筆が完了次第、あらためて土地の賃貸契約を結ぶ必要が発生しました。

そのため土地の賃貸契約を結ぶにあたっては、農地所有適格法人としてではなく、一般法人が借りるための契約となることから、契約内容には解除条件を付した内容となっており、具体的には「目的物たる農地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借契約を解除するものとする」となっております。

以上、議案第52号の説明とさせていただきます。

議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から補足説明を求めます。照井委員お願いします。

照井委員 8番 照井です。

号別1号の許可申請につきまして、従来から農地として有効利用が図られており、現在も継続して使用され、周辺農地への影響は無いものと思われま。

議 長 議案第52号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議 長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第52号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第4 議案第53号「農用地利用集積計画の作成の要請」について
議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹よろしく願いいたします。

斉藤主幹 議案第53号「農用地利用集積計画の作成の要請」。

下記の農用地利用集積計画は、利用権の設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、白糠町に対し、農用地利用集積計画の作成を要請することについて本会の審議を求める。

平成31年4月25日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

次のページをおめくり願います。

「農用地利用集積計画の作成の要請（所有権設定）」。

号別1であります。譲渡人 []様から 譲受人 []様への売買であります。売買価格は []円になります。

地図と議案を交互に参照していただきながら、審議していただきたく存じます。

号別2であります。譲渡人 []様から 譲受人 []様への売買であります。売買価格は []円になります。

号別3であります。譲渡人 []様から 譲受人 []様への売買であります。売買価格は []円になります。

号別1と2につきましては、いままで賃貸借で期限の到来に伴いまして、売買変更する内容でありまして、号別3につきましては、新規農業法人であります「 []」への売買となります。

以上、議案第53号の説明させていただきます。

議長 議案第53号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) 号別3の []なのですが、農業法人の要件を満たしているのか。

斉藤主幹 法人の要件を満たすに当たりまして、まずは法人登記を4月1日に農業法人として登記されております。

その内容につきましては、目的は農産物の生産及び販売に関する業務。農産物の加工及び販売に関する業務等、農業に関連する内容となっております。

役員構成につきましては、2人の取締役、 []様と []様のご夫婦で役員の名を連ねております。

法人登記を受けて、その後、認定農業者の申請をされまして、認定新規就農者として認定を受けております。その後、人・農地プランという会議がありまして、その中には認定農業者の要件を整えているということで、その位置付けも完了しております。

農作業の従事日数につきましては、150日以上で見込んでおります。

現状では、要件を全て満たしておりますので、土地の許可につきましては問題ないとの判断に至っております。

議長 他ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第5 議案第54号「農用地等のあっせん申出」についてを議題といたします。

斉藤主幹より議案の朗読及び内容の説明をお願いします。

斉藤主幹

議案第54号「農用地等のあっせん申出」。

下記の者より農用地等のあっせん申出があったので、白糠町農地移動適正化あっせん基準に基づき、あっせんについて候補者の選定及びあっせん委員を指名する。

平成31年4月25日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

号別1、申出者、XXXXXXXXXX。

続きまして、内容についてご説明いたします。

次のページになります。

号別1号につきましては、農地の所有者であるXXXXXXXXXX様より、所有する農地について、売買の申し出がなされたものであります。

あっせん申出にあたりましては、事前に航空写真にて土地を確認し、山林等の箇所を除き、農用地等になり得る箇所を図面に示しております。図面をご覧になっていただきたく存じます。

場所は和天別の「XXXXXXXXXX地区」

地番図をご覧願います。XXXXXXXXXX様宅の周辺地になります。

申出地はXXXX筆、合計面積はXXXX㎡、団地は町道を境に、さらに②と③の間には、先程審議いただいたXXXXXXXXXXで土地を借りているので、ここも境界とさせていただき、三つの団地に分けさせていただいております。

これをもって、議案第54号の説明とさせていただきます。

議長

質疑に入る前に、「申し出内容の不適正な事実の有無」について確認したいと思いますが、不適正な事実はないでしょうか。

(出席委員) (なし)

それでは、不適正な事実はないということで申し出を受けて、本案についての質疑をお受け致します。

議長

これよりあっせん委員の指名に入りたいと思いますが、あっせん委員の数、委員の指名について、どのような方法で取り進めたらよろしいでしょうか。

お諮りいたします。

(出席委員) (なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりあっせん委員の指名を行いたいと思いますが、あっせん委員の数、あっせん委員の指名についてどのような方法で進めたらよろしいでしょうか。

中河委員 事務局一任。

議長 事務局一任とありますが、よろしいでしょうか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
暫時休憩します。

《 暫時休憩 》

休憩を解き、会議を再開いたします。

これより、あっせん委員の指名を行います。

あっせん申し出地については、白糠町農地移動適正化あっせん事務実施要領に基づき、あっせん委員の数を3名とし、あっせん委員の指名を行います。

あっせん委員は、3番 酒井委員、5番 中河委員、8番 照井委員以上3名とします。

申し出に伴い、あっせん委員会のとおり進めについて、よろしく願います。

以上をもちまして、本日予定しておりました議案につきましては、全て終了いたしました。

これをもちまして、第16回農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会時間 午後2時15分)